

## 影響を受けながらも果敢に新たに設備投資を行う中小事業者等の支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資する中小事業者等を支援すべく、固定資産税の特例措置の適用対象に、一定の事業用家屋及び構築物が追加されます。適用期限も2年延長される予定です（生産性向上特別措置法の改正が前提）。



主な要件	中小事業者等が行った新規設備投資
措置内容	固定資産税の減額措置適用対象に一定の事業用家屋及び構築物 <sup>※</sup> を追加 <small>（※）事業用家屋…取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの          構築物…旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの</small>
対象期間	適用期限を令和4年度まで2年延長

### 自動車税、軽自動車税

## 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車購入者に対する税負担軽減措置が半年延長されます。

主な要件	自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得
措置内容	自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減
対象期間	適用期限を6ヶ月延長（令和3年3月31日までの取得分）



### 印紙税

## 特別貸付けの契約書に印紙は不要

金融機関等が新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けの契約書は、印紙税が非課税となります。既に印紙税を納付した方は、還付が受けられます。

- 参考： 財務省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）」 [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)  
 総務省「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について」 [https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)  
 国税庁「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf>  
 国税庁「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」 [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-021_02.pdf)  
 国税庁「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf>  
 国土交通省「（4月17日付事務連絡）新型コロナウイルス感染症に係る対応について」 <https://www.mlit.go.jp/common/001341221.pdf>